

1. 開催趣旨

「四国圏広域地方計画」は全国計画で示された基本方針を踏まえて、多様な主体の参画の下、取りまとめられる四国圏の将来ビジョン。

また、「四国ブロックにおける社会資本整備重点計画」は、「四国圏広域地方計画」で示される将来像や四国圏の発展に向けた取組を実現するための重要な手段であり、社会資本を整備するための計画。

よって、両計画は緊密な連携の下で策定される必要があり合同会議で開催。

2. 協議会・会議の構成員等

- ・「四国圏広域地方計画協議会」は(参考資料1)を参照
- ・「四国地方の社会資本整備戦略会議」は(資料1)を参照

3. 議事進行

四国圏広域地方計画協議会会長 兼 四国地方の社会資本整備戦略会議会長

『広域地方計画』と『地方ブロックにおける社会資本整備重点計画』の関係

- 『広域地方計画』は、対流促進型国土の形成に向けて、各広域ブロックの将来像や地域戦略等について示すもの。
- 『地方ブロックにおける社会資本整備重点計画(地方重点計画)』は、『広域地方計画』と調和を図り、各地方においてストック効果の最大化に向けた取組など、社会資本整備の重点事項等について示すもの。

	広域地方計画 ～長期的な広域ブロックづくりの指針～	地方重点計画 ～地方ブロックにおける社会資本整備の具体的計画～
目的	新たな国土形成計画(全国計画)が目指す『対流促進型国土』の形成に向けて、広域ブロックにおける <u>国土の利用、整備及び保全を推進するための総合的かつ基本的な計画</u> として定めるもの。	社会資本整備重点計画に基づき、各地方の特性に応じて社会資本を重点的、効率的、効果的に整備するため、広域地方計画と調和を図り、地方ブロックにおける <u>社会資本整備の具体的な計画</u> として定めるもの。
計画の対象	<u>国土の利用、整備及び保全に関する</u> 府省にまたがる <u>施策全般</u>	道路、空港、港湾、下水道、河川等の <u>社会資本整備事業</u>
計画期間	今後 <u>概ね10年間</u>	<u>H32年度までの約5年間</u>
対象地域	<u>全国8ブロック</u>	広域地方計画の8ブロックに <u>北海道と沖縄を加えた全国10ブロック</u>
根拠法等	国土形成計画法	社会資本整備重点計画(閣議決定)
計画に盛り込む内容(案)	<ul style="list-style-type: none"> ○国土の形成に関する<u>方針</u> ○国土の形成に関する<u>目標</u> ○目標を達成するために一の都府県の区域を超える広域の見地から必要と認められる主要な施策(広域プロジェクト) <ul style="list-style-type: none"> ◇<u>ハード・ソフト一体となった施策パッケージ</u> ◇<u>広域プロジェクトを支える必要不可欠な広域性のある事業の中から代表的な事業を記載</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>現状と主要課題</u> ○<u>目指すべき将来の姿と社会資本整備の基本戦略</u> ○<u>社会資本整備の重点目標とプロジェクト</u> <ul style="list-style-type: none"> ◇プロジェクト毎に「<u>課題と目指す姿</u>」「<u>重点施策</u>」「<u>指標</u>」「<u>主要取組</u>」を一連のストーリーとしてとりまとめ ◇主要取組として個別事業に加え「<u>賢く使う取組</u>」「<u>集約・再編</u>」も記載 ◇取組の時間軸を明確化し、<u>ストック効果を見える化</u>

『新たな四国圏広域地方計画』及び『四国ブロックにおける社会資本整備重点計画』の策定スケジュール

新たな四国圏広域地方計画		四国ブロックにおける社会資本整備重点計画	
平成27年3月23日	広域地方計画協議会（骨子とりまとめ）		
平成27年8月14日	国土形成計画（全国計画）閣議決定		
平成27年9月8日	広域地方計画協議会（中間整理とりまとめ）		
平成27年10月22日 ～11月18日	市町村からの計画提案募集	平成27年9月18日	社会資本整備重点計画 閣議決定
平成27年12月14日	中国圏・四国圏広域地方計画合同協議会 （共通課題のとりまとめ）	平成27年10月	有識者との意見交換実施
平成28年2月17日	広域地方計画協議会（計画原案とりまとめ）	平成28年2月17日	社会資本整備戦略会議
平成28年2月下旬～	パブリックコメント		パブリックコメント
平成28年3月	計 画 決 定		計 画 決 定